

令和 2 年度第 1 6 回庁議提案 審議・**報告**・その他
 提 出 日：令和 2 年 1 月 2 5 日
 担当部・課：産業部商工課〔内線 3 5 2 2〕

① 件 名
石巻市雇用調整助成金利用促進補助金の一部変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、国の「雇用調整助成金」の申請を社会保険労務士等に依頼した申請費用等を助成する「石巻市雇用調整助成金利用促進補助金」を交付し、事業者の事業活動や雇用の継続を支援しているところである。</p> <p>この事業については、「宮城県新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金」を財源に実施することを前提としていたが、この補助金は令和 3 年 2 月 2 8 日までに事業を完了することが交付要件となっている。</p> <p>現行の「石巻市雇用調整助成金利用促進補助金交付要綱」は、補助金の申請期限が令和 3 年 3 月 1 日までとしており、令和 3 年 2 月 2 8 日までに事業を完了することができないことから、県の補助対象外事業となることが判明した。</p> <p>【目的】 「宮城県新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金」の事業対象とするため、要綱の整理を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第 1 節 石巻独自の技術開発や新産業を創出する 4 地域を支える商工業の振興を図る</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 5 月 令和 2 年度第 4 回庁議報告 9 月 令和 2 年度第 1 2 回庁議付議 1 1 月 関係部課協議</p>
⑤ 主な内容
<p>1 宮城県新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金の交付要件（令和 3 年 2 月 2 8 日までに事業完了）に対応するため、石巻市雇用調整助成金利用促進補助金の申請期限を変更する。 ・申請期限「令和 3 年 3 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 3 1 日」に変更。</p> <p>2 石巻市雇用調整助成金利用促進補助金の令和 3 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 1 日までの補助申請に対応するため、新たな補助制度を創設する。（補助金の内容は現行制度と同じ。） ・補助概要 国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）を申請するために、社会保険労務士等に申請書類作成等を依頼した費用を助成する。 ・補助額 補助率 10/10 上限 100 千円 ・補助対象 令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの雇用調整助成金の申請に係る費用 ・申請期間 令和 3 年 2 月 1 日～令和 3 年 3 月 1 日まで</p> <p>※全体的には、変更及び創設により現行の補助制度に変更はない。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 事業者の経営を支援することにより、事業の継続及び雇用の維持が図られる。 また、石巻市雇用調整助成金利用促進補助金の申請期限を変更することで、県補助金の活用が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 事業費 5,000 千円 ※既決予算内で対応 （財源）新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金（県）10/10 県補助の対象とならない期間（令和3年2月1日から令和3年3月1日まで）は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（10/10）を活用する。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>雇用調整助成金利用促進補助金 名取市、多賀城市で実施</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和2年11月 石巻市雇用調整助成金利用促進補助金交付要綱の一部改正 石巻市雇用調整助成金利用促進補助金（市独自）交付要綱の制定</p>
<p>⑨ その他</p>